

人事事務の専決に関する規程

平成16年度九大規程第58号
 施行：平成16年 4月 1日
 最終改正：令和 5年 4月28日
 （令和5年度九大規程第2号）

（人事事務の専決）

第1条 総長は、学内各部局等の人事に関する事務の円滑化を図るため、その権限に属する人事に関する事務のうち、次条の表左欄に掲げる事項について、その対象となる者が所属する部局等の長、事務部長、事務長（カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、エネルギー研究教育機構及びアジア・オセアニア研究教育機構にあつてはI²CNER・Q-PIT共通事務支援室長）又は主管課長に 専決させるものとする。

（専決事項等）

第2条 総長が専決させる事項、対象者及び専決者は、次表のとおりとする。

事 項	対 象 者	専 決 者
休暇（1月を超える病気休暇を除く。）の承認	部局の事務部に所属する職員	事務部長又は事務長並びに主管課長
	上記以外の職員	部局等の長
勤務を要しないことの承認	部局の事務部に所属する職員	事務部長又は事務長並びに主管課長
	上記以外の職員	部局等の長
勤務時間報告書の証明	部局の事務部に所属する職員	事務部長又は事務長並びに主管課長
	上記以外の職員	部局等の長
育児又は介護のための部分休業の承認	部局の事務部に所属する職員	事務部長又は事務長並びに主管課長
	上記以外の職員	部局等の長
附加職務の許可及び回答	職員	部局等の長、事務部長又は事務長
テレワークの許可	教員	部局等の長
在宅勤務の許可	部局の事務部に所属する職員	事務部長又は事務長並びに主管課長
	上記以外の職員	部局等の長

研修の承認	教員、高度専門職員	部局等の長
非常勤講師の雇用	非常勤講師	部局等の長
招へい講師の委嘱	招へい講師	部局等の長
研究指導者の委嘱	研究指導者	部局等の長
医員、医員（特殊勤務医）、医員（診療従事医）及び研修医の雇用、給与及び退職手当の決定	医員、医員（特殊勤務医）、医員（診療従事医）、研修医	部局等の長
ティーチング・アシスタントの雇用	ティーチング・アシスタント	部局等の長
リサーチ・アシスタントの雇用	リサーチ・アシスタント	部局等の長
扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当、遠隔地手当及び寒冷地手当の決定	職員	事務部長又は事務長
放射線取扱主任代理者（1月を超えるものを除く。）の命免	職員	部局等の長

2 前項に規定する専決事項については、対象者の職位及び職種に応じて、適切な専決者に専決させるものとする。

第3条 前条の規定にかかわらず、総長は、専決者の申し出を受けて、当該専決者の専決事項について、別の者に専決させることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第3号）

この規程は、平成17年5月20日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

附 則（平成17年度九大規程第38号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第93号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規程第88号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第139号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第145号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第121号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第115号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第16号）
この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第73号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第121号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第2号）
この規程は、令和5年5月1日から施行する。